
第 4 回
宇治市歴史的風致維持向上計画検討委員会
検 討 資 料

平成 23 年 1 月 26 日

【資料目次】

1. 宇治市歴史的風致維持向上計画 目次案	1
2. 宇治市の維持向上すべき歴史的風致の概要	2
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針	7
4. 重点区域の位置及び区域設定について	9
5. 良好な景観の形成に関する施策との連携について	11
6. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項	
6-1. 文化財の保存又は活用に関する事項	15
6-2. 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項	18
7. 歴史的風致形成建造物について	
7-1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	28
7-2. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方	28

1 宇治市歴史的風致維持向上計画 目次案

第1章 宇治市の歴史的風致形成の背景

1. 自然と風土
2. 歴史の変遷
3. 宇治茶
4. 文化財等の分布状況
 - 4-1 国指定・選定文化財等の分布状況
 - 4-2 府・市指定文化財等の分布状況

第2章 宇治市の維持向上すべき歴史的風致

1. 宇治市の維持向上すべき歴史的風致
 - 1-1 祈りと行楽の空間、宇治川にみる歴史的風致
 - 1-2 お茶のまち宇治にみる歴史的風致
 - 1-3 地域に根づいた祭礼行事にみる歴史的風致
2. 宇治市の全体像

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針

1. 歴史的風致の維持及び向上の意義
2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域設定の考え方
2. 重点区域の位置及び区域
3. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携

1. 重点区域における都市計画の活用
2. 重点区域における景観計画の活用
3. 重点区域における市独自条例の運用

第6章 宇治の歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

1. 文化財の保存及び活用に関する事項
 - 1-1 市域全体に関する事項
 - 1-2 重点区域に関する事項
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

第4回委員会の主な検討範囲

2. 宇治市の維持向上すべき歴史的風致の概要

2-1. 祈りと行楽の空間、宇治川周辺にみる歴史的風致

宇治に観光に訪れる人々は宇治川沿いを散策し、社寺を参詣することを主な目的としている。山紫水明の宇治川の自然美と兩岸の社寺仏閣の厳かな宗教性が生み出した荘厳な雰囲気に加え、宇治川沿いに建ち並ぶ旅館や料理屋が醸し出すにぎやかで趣ある風情が、歴史的観光地である宇治らしい魅力ある空間を形成し、一体となって来訪者を迎えているのである。

このような宇治川周辺の歴史的観光地としての本格的な発展は、庶民の旅が流行した江戸時代後期以降であるが、その起源は貴族たちの別業の地として利用された平安時代に遡るものである。現在においても宇治川兩岸の寺社参詣（祈り）と、宇治川周辺で提供される様々なおもてなしが、密接不可分な形で結びつき、来訪者を受け入れてきた伝統を受け継いでいる。



宇治神社参詣



宇治川周辺散策



宇治川遊覧



宇治川鵜飼



宇治橋たもとの通圓茶屋



旧料亭を利用した宇治茶喫茶室

2-2. お茶のまち宇治にみる歴史的風致

鎌倉時代に始まった宇治の茶業はわが国を代表する茶としての地位を確立し、お茶のまちとして全国に名を馳せている。宇治では茶葉づくりから製茶加工、流通・販売といった一連の茶業のシステムが維持されているだけでなく、お茶にまつわる祭礼行事が市民に支えられて今なお継承されており、お茶のまちとして来訪者を楽しませている。

① 茶葉づくり

宇治は室町時代頃より上質の茶を生産する代表的産地であり、江戸時代から続く覆下栽培が受け継がれている。茶摘み前（4月頃）には、茶園に覆いが施され、全国で通常見ることのできる「緑」の畝が連続的に続く景観とは異なり、本^{ほんす}簧の黄色や寒冷紗の黒色で覆われる特徴的な景色が広がる。

またほとんどの茶園では、機械を使用せず新芽のみを手作業で摘むため、新茶の季節である5月から6月にかけては、朝の早くから茶園で多くの人が作業に勤しむ。宇治の茶摘みの風景は、1年に1度、新緑の季節しか見ることのできない風物詩である。



本簧と寒冷紗の覆下園



本簧園の茶摘み

② 製茶加工

収穫された茶葉は、直ちに製茶工場に運ばれて、蒸して乾燥させる。蒸した茶葉は、茶の種類により加工工程は様々であるが、荒茶と呼ばれる段階まで加工される。

機械化した近代的な共同製茶工場の運営へと徐々に移行してきたが、宇治には伝統的な屋敷を構え、昔ながらの製茶工場を営む茶生産農家がある。今も手工業的な製茶加工を伝え、新茶の季節になると茶葉を蒸す良い香りが製茶工場から漂う。



現在も使用されているレンガ製ホイロ



乾燥中の茶葉

③ 宇治茶への仕上げと流通

茶生産農家は、荒茶を売りに出すこともあるが、基本的には茶問屋（流通加工業者）が荒茶を買い付け、仕上げ加工を施した後、商品となった宇治茶が店頭で並べられる。

宇治橋通りや県通り、平等院表参道沿いには、宇治茶の流通・販売を担う多くの茶店舗や茶問屋が集まり、中には江戸時代の茶師に由来する茶問屋も見られる。また、伝統的な卸販売に加えて、お茶を取り入れた商品の店頭販売や飲食店舗の事例も増えている。このように、宇治の町並みには、茶問屋の伝統的な建造物が含まれると同時に、宇治茶に関連する販売・加工の主要な拠点としての役割が継承されており、一体となって茶どころ宇治の歴史を物語っている。



宇治茶小売店の町並み



旧宇治茶師邸と小売店舗

④ お茶にまつわる祭礼行事

宇治にはお茶にまつわる祭礼行事が、茶業関係者や市民により大切に継承されている。お茶に関する祭礼は、新茶の収穫をねぎらい、忙しい時期にひと区切りを告げる「あがた祭」、功労者への感謝と今後の隆盛を願う行事として「献茶祭」や「宇治茶まつり」が催されている。これらはお茶への畏敬と感謝の気持ちをあらわすと同時に、お茶を楽しむハレの日の賑わいとして、お茶のまちらしい宇治独特の風情を醸し出している。



あがた祭



献茶祭



宇治茶まつりと見物人



市民向け茶香服の様子

2-3. 地域に根づいた祭礼行事にみる歴史的風致

① 大幣神事

宇治の中心部、古代と中世の融合する歴史的街区を舞台にした大幣神事は、一年の平穏無事を願い、宇治の町場に災いをもたらす疫神を追い祓う行事である。初夏らしい季節の彩を背景に感じながら、祭礼を担う者と観覧する者が一体となり、はれやかで高揚した雰囲気にも包まれる。



宇治橋通りを巡行する様子



大幣の一部を持ち帰る市民

② 離宮祭

宇治における祭礼行事の最も古いものとして離宮祭がある。離宮祭とは離宮八幡（宇治神社・宇治上神社）の例祭である。現在では国宝の宇治上神社、重要文化財の宇治神社は、独立した別々の神社として存在するが、明治初年に分離する以前は両者一体の神社として「離宮八幡」の名で親しまれていた。

宇治神社の祭礼（神幸祭と還幸祭）は、氏子である宇治地区の住民が主体となって執り行い、宇治上神社の祭礼は、氏子である槇島地区の住民が主体となって執り行う。

これらの祭礼行事は、ともに観覧者は少なくても賑やかさはそれほど見られないが、地域の結びつきを確かなものにしようとする住民たちによって支えられてきたものであり、平安時代から続く歴史あるまち宇治の、地域に根付いた祭礼行事である。



神幸祭（宇治神社）



還幸祭（宇治神社）



宇治上神社の祭礼

③ 白川の祭礼

白川地区の白山神社には興味深い神事が、住民の崇敬によって伝承されており、白川地区は産土神に対する信仰が現代も色濃く伝わる地域として知られている。白山神社の祭礼は、春祭り（3月18日）、虫干し祭（7月18日）、秋祭り（10月18日）、御火焚祭り（12月18日）の4回行われるが、特に10月18日の例祭前夜に白山神社に供えられる「百味の御食（おんじき）」という神饌は山間の農村にふさわしい素朴なもので、宇治近傍には他に例をみない特異な形態を伝えている。

伝統ある神事・行事が白川の住民の手で継承されているのは、この地が山間の盆地で開発の影響が少ない場所であったことと、白山神社に対する白川の人々の崇敬の強さにあり、現在も住民によって確実に伝承されている。



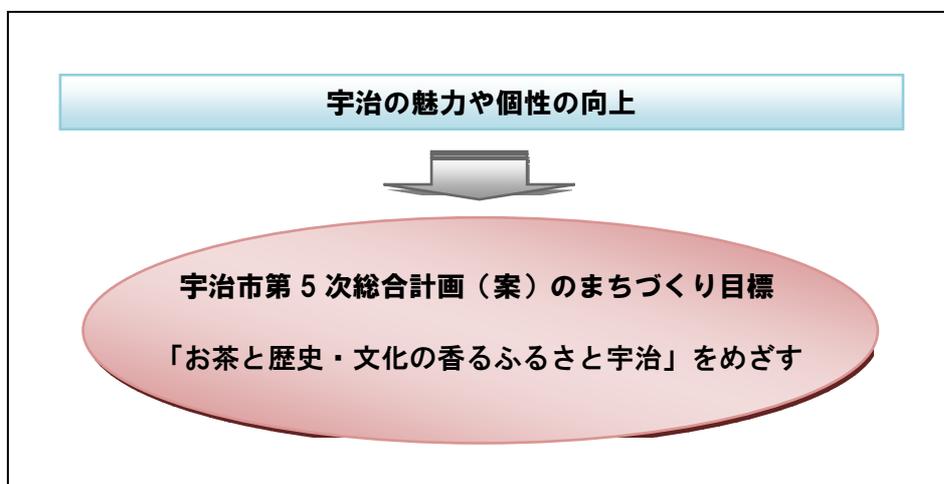
虫干し祭



百味の御食の神饌を作る様子

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針

3-1. 歴史的風致の維持及び向上の意義



現在に生きる我々の使命は、宇治川による恵まれた自然、平安時代から受け継がれてきた歴史・文化資源、宇治茶に代表される伝統文化といった独特の個性であり魅力を守り育て、未来へと引き継いでいくことである。

そして、これら宇治の魅力を向上させることが、暮らす人々のまちへの誇りと愛着を育み、未来にわたり人々を惹きつけ来訪者が集うまちとして生き続けることになる。

3-2. 歴史的風致の維持及び向上の方針

○ 宇治のまちや宇治茶の歴史・文化をわかりやすく情報発信する。

- ・ 古代から現在に至る宇治の歴史の重層性や歴史・文化資源について理解を深めるため、わかりやすく情報発信する。
- ・ 宇治茶の歴史や文化とともに、天下人が愛した宇治茶の価値をわかりやすく情報発信する。

○ お茶に関する文化や伝統、地域に根ざした伝統行事の継承と振興を図る。

- ・ お茶の栽培、加工、販売、消費に至るまでの様々な段階において、宇治には独特の文化が刻み込まれており、これらを支える人たちとともに茶文化の継承と更なる発展に努め、宇治茶ブランドの向上を図る。
- ・ 地域に根ざした伝統行事は、地域コミュニティを維持する重要な活動であり、地域住民と協働で保存活動を検討し、住民の関心と意識を高めるよう周知に努める。

- 歴史的風致の形成に関わる多様な歴史的資源について、保存・活用を推進する。
 - ・ 市内に数多く残された宇治のまちや宇治茶に関する歴史的資源について、地域と連携して保存・活用を推進する。
 - ・ 史跡宇治川太閤堤跡の整備を行い、保存・活用を推進する。
 - ・ 「宇治の文化的景観」について住民理解を深め、地域とともに守り育てる。

- 宇治川沿いの景観保全や、街区の継承、町並み・茶畑景観の保全や修景を図る。
 - ・ 宇治の景観は近年の様々な景観施策により、市民意識の向上や景観保全、景観誘導を促しており、継続してこの取組を推進する。
 - ・ 都市計画法や宇治市景観・まちづくり条例による開発指導と、宇治の町並みの景観保全との問題点を明確にし、解決方策を検討する。
 - ・ 宇治らしい景観修景のため、茶畑景観の保全と充実、道路の美装化、屋外広告物対策に努める。

- 古くからの観光地としての魅力を継承するとともに更なる魅力を増進する。また観光交通問題の解消に向け、過度なクルマ利用から公共交通への転換と、徒歩による周遊観光を促進する。
 - ・ 継続的に観光客を誘致していくため、市民参加のもと新たな観光資源の活用を検討し、魅力を高める。
 - ・ 公共交通の利用促進とあわせて自家用者や観光バスの来訪の観光駐車場対策や、来訪してからの移動手段について、計画的な対応策を検討する。
 - ・ 新たな観光資源の活用のため、現存する観光サインを検証し再整備に努める。

4. 重点区域の位置及び区域の設定について

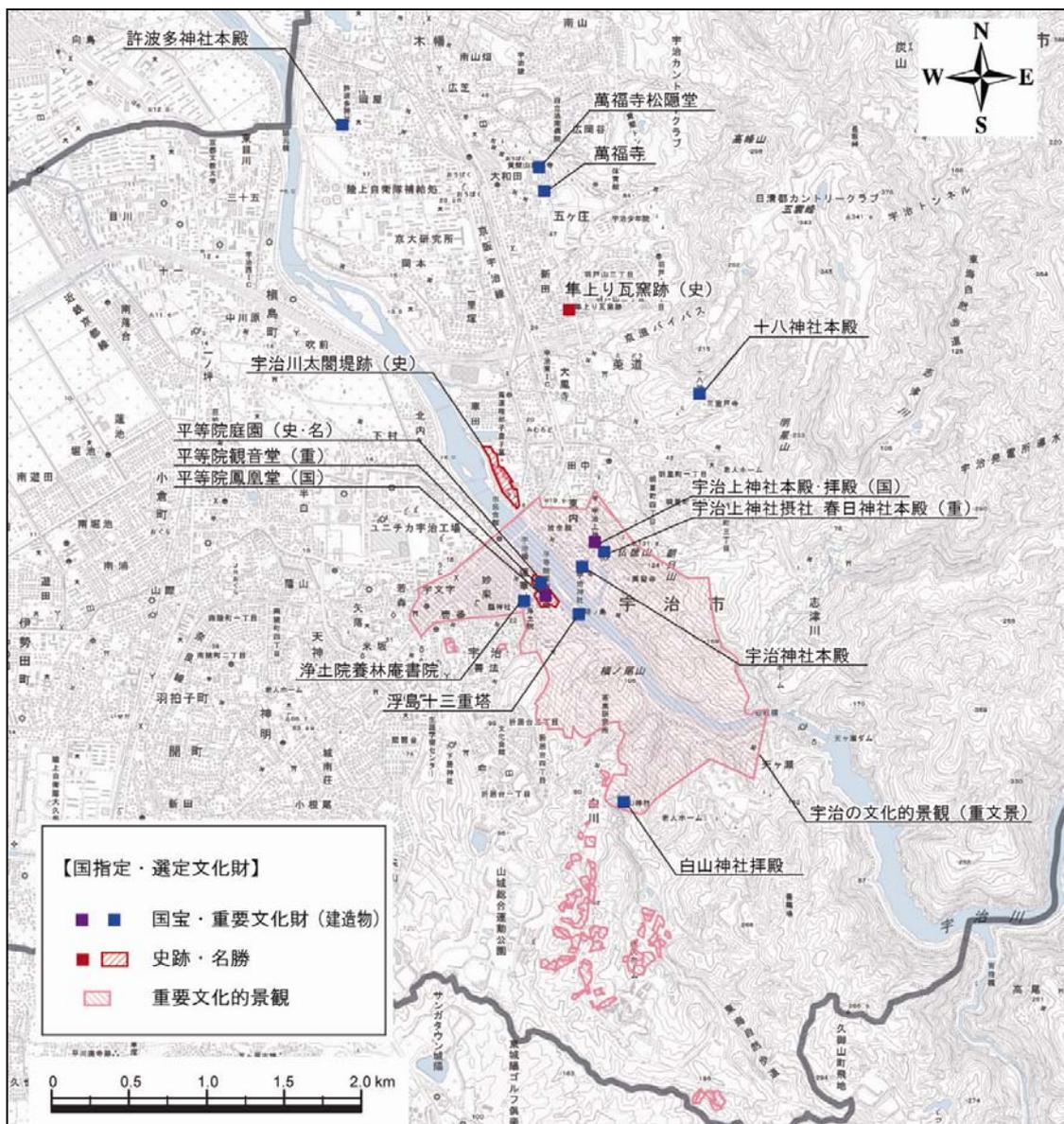
重点区域設定の要件

「重点区域とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

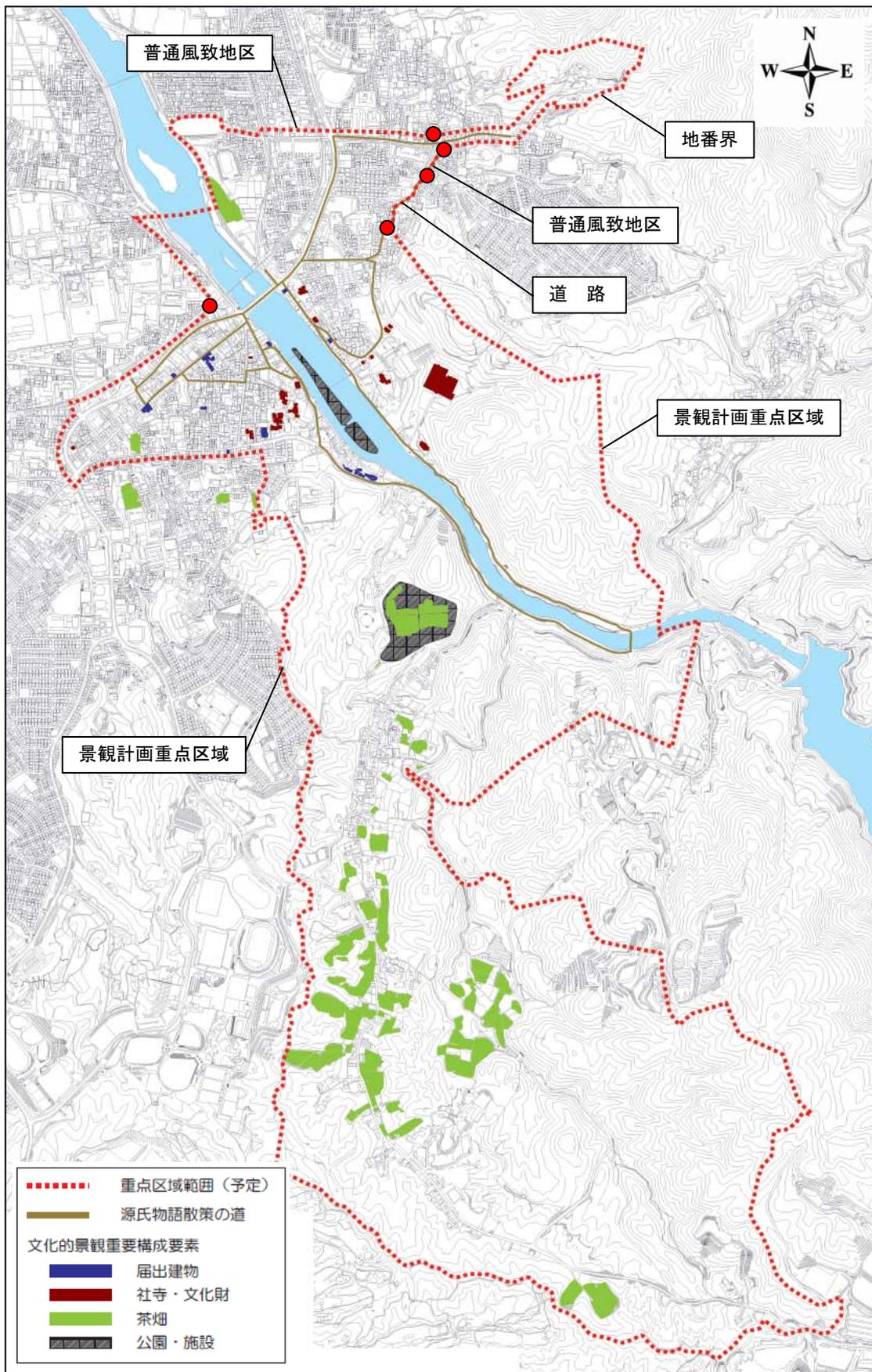
- 一、次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
 - イ) 文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物※の用に供される土地
 - ロ) 文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地
- 二、当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。」

※ここでいう建造物には、土木構造物など人工的に作られたものが広く含まれる。

(参考：歴史まちづくり法 第2条第2項)



国指定文化財等の分布状況（重要文化的景観含む）



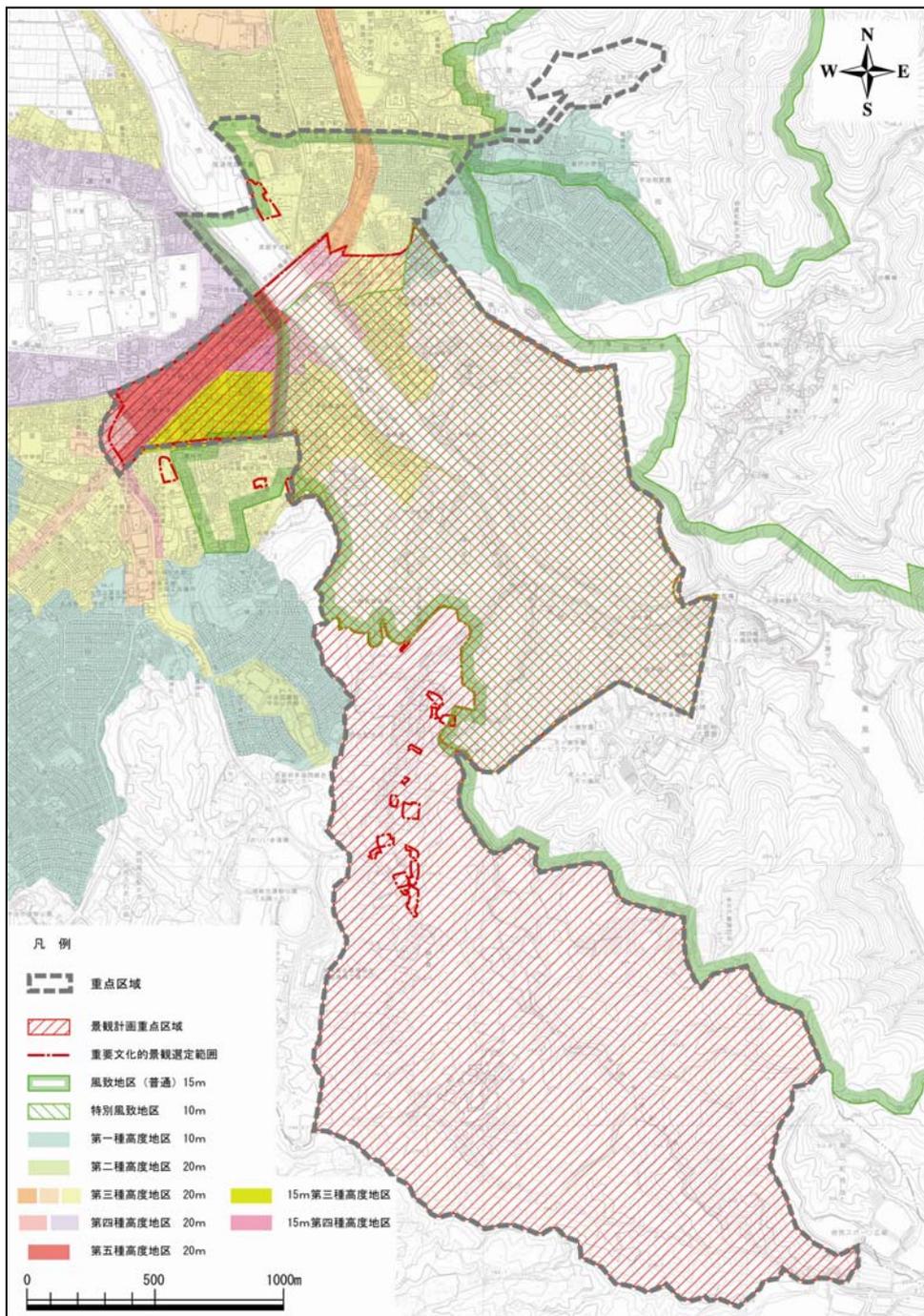
重点区域の検討範囲

※ 今後の関係機関との協議により、境界が変更する場合があります。

5. 良好な景観の形成に関する施策との連携について

宇治市では、すでに都市計画法にもとづく風致地区および高度地区（第1種～第五種）による建築物の高さ制限、宇治市景観計画にもとづく景観計画重点区域の設定による建築物等の形態意匠の制限、宇治市屋外広告物条例による規制などが定められている。

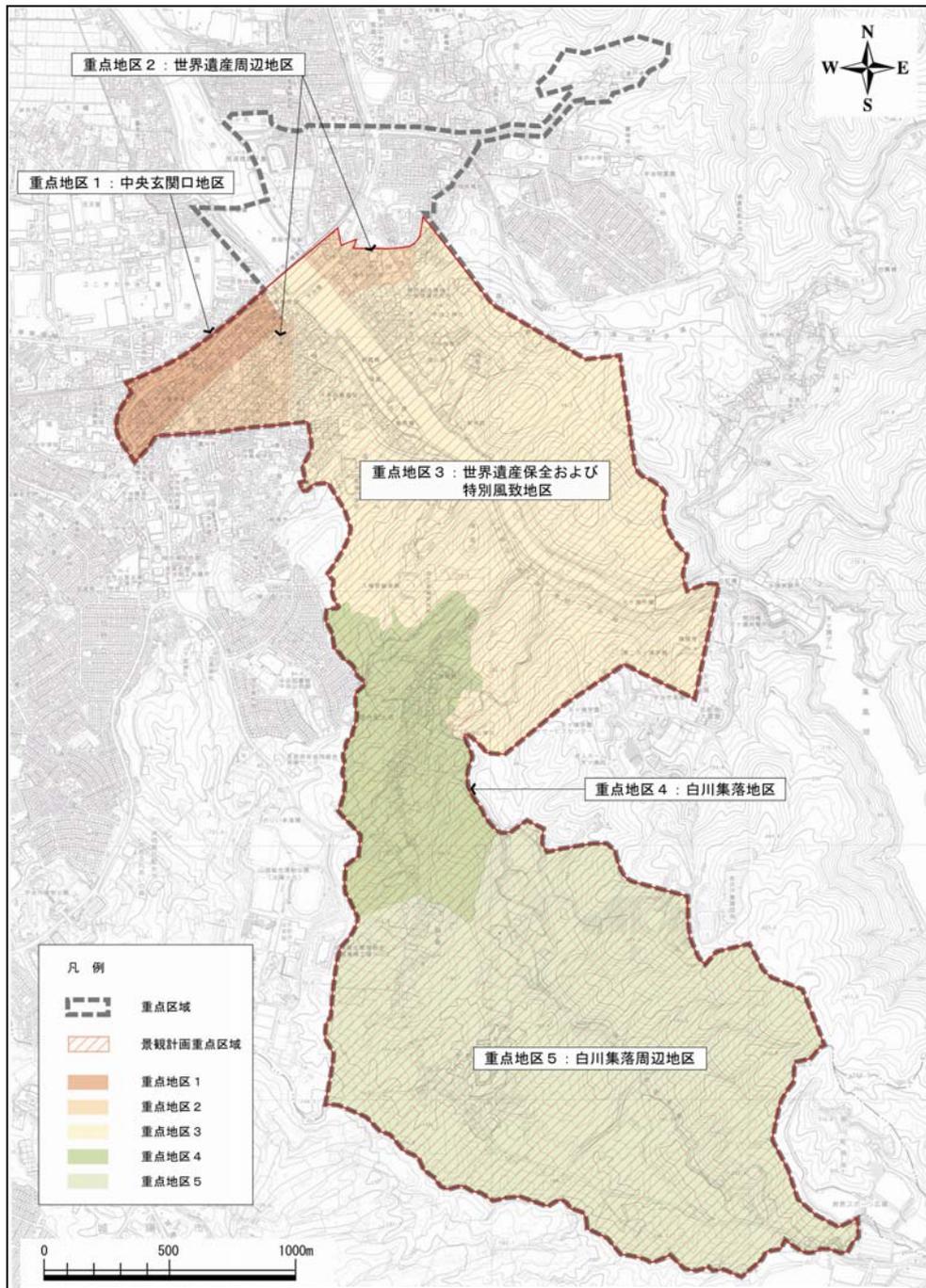
重点区域の検討範囲においては、これら良好な景観の形成に関する施策を活用して、着実に歴史的風致の維持及び向上を推進していくものである。



重点区域の検討範囲における風致地区および高度地区の設定状況

■ 景観計画重点区域における誘導の視点

景観計画重点区域 地区区分	重点地区別の誘導の視点
【重点地区1】 中央玄関口地区	世界遺産の背景となる景観の保全に留意するとともに、JR 宇治駅周辺では歴史性・文化性に配慮したふるさと宇治の顔づくりを進める。
【重点地区2】 世界遺産周辺地区	世界遺産および歴史的遺産の景観と環境を守り、育てる。
【重点地区3】 世界遺産保全および特別風致地区	世界遺産の景観を守り、継承する。
【重点地区4】 白川集落地区	里山と調和した集落景観を保全する。
【重点地区5】 白川集落周辺地区	茶畑を含む里山と調和した景観の形成に努める。



重点区域における景観計画重点区域の地区区分の設定状況

■良好な景観の形成に関する施策一覧

項目	規制・誘導等の取り組み
<p>① 都市計画法の活用</p> <p>普通風致地区</p> <p>高度地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産である平等院と宇治上神社の周辺環境の保全のため、都市計画法にもとづく高さ規制を実施。 ○特別風致地区 高さ 10m ○普通風致地区 高さ 15m ○15m第3種高度地区 ○15m第4種高度地区 ○第5種高度地区 20m ・平成18年1月に中宇治地区周辺の高度地区を変更。JR宇治駅、宇治橋商店街を含む商業地域(用途地域)については、建築物等の高さを20m未満に制限する高度地区が指定されている。また、その南に隣接する近隣商業地域、第1種住居地域(どちらも用途地域)については、15m未満に制限する高度地区が指定されている。
<p>② 景観法の活用</p> <p>景観計画重点区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月に、「宇治市良好な住民環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」(「宇治市まちづくり・景観条例」)と同時に、「宇治市景観計画」を施行。市内全域を「景観計画区域」と定め、建築物等の新築、改築等に際し、配置、意匠および色彩について、指針を定めている(平成21年12月変更)。 ○重点地区1：中央玄関口地区 ○重点地区2：世界遺産周辺地区 ○重点地区3：世界遺産保全および特別風致地区 ○重点地区4：白川集落地区 ○重点地区5：白川集落周辺地区 ・自然と人々の営み、まちの歴史・文化などにより様々な景観が存続している地域について、宇治市のシンボル景観及び特徴的ゾーン景観として位置づけ、特に景観に配慮すべき区域として「景観計画重点区域」に定めている。 ・景観計画重点区域は地区ごとに、景観形成のための誘導指針を設定。誘導の視点は、世界遺産及びその周辺の景観の保全とともに、歴史性・文化性に配慮したふるさと宇治の顔づくりを進めることなど、それぞれ定めている。 ・区域内の主要道路を「景観形成道路」と位置づけて、景観形成誘導指針を示している。 ・今後は、景観計画重点区域の一部拡大(史跡太閤堤跡)により、本計画の重点区域との整合性を図る必要がある。
<p>③ 市独自条例の運用</p> <p>宇治市屋外広告物条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治市景観計画を遵守し、宇治市らしい良好な景観への誘導を図るため平成22年9月より、『宇治市屋外広告物条例』を施行。

6. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

6-1. 文化財の保存又は活用に関する事項

① 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

文化財は宇治の歴史・文化を理解するためには必要不可欠であり、今後の宇治の文化の向上と発展の礎となるものである。そのため、文化財全般の維持・保存に尽力するとともに、多くの人々に文化財の価値を伝え、活用することで市民の文化の向上や魅力的なまちづくりに寄与するように努める。

■宇治市域における文化財の件数

区分	種類	国指定	府指定(登録)	市指定	合計
有形文化財	建造物	13	7 (3)	4	27
	美術工芸品	34	9	48	91
無形文化財		1	0	1	2
民俗文化財		0	1	0	1
記念物	史跡	3	1	1	5
	名勝	1	2	0	3
	天然記念物	0	0	1	1
文化的景観		1			1
合計		54	22 (3)	55	134

- ・重要文化的景観の追加拡大を目指した調査を推進する。
- ・市内に存在する多様な文化財の把握とその保護に努めることとし、国の文化財登録制度などを積極的に活用する。
- ・従来の法制度や条例によらない、文化財を保護する独自制度について検討する。(宇治市文化財指定条例の見直しなど)

② 文化財の修理(整備)に関する方針

指定文化財等に関しては、適切な保存が図られるよう計画的な修理(整備)を実施する。現状変更を伴う場合については、文化財としての価値を損なうことがないように文化財保護法に基づいた手続きを行い、必要に応じて関係する委員会及び専門家の意見を踏まえて、関連機関と連携しながら実施する。整備を行う場合には、調査成果に基づいて行うものとする。

平成21年2月に重要文化的景観に選定された「宇治の文化的景観」と平成21年7月に史跡に指定された「宇治川太閤堤跡」について、整備に向けた取り組みを進めており、まずは保存管理計画や整備計画を作成し、作成後は計画に基づき事業実施に努める。

③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

宇治市において、文化財保存活用の中核的役割を果たすべき施設である歴史資料館については、現状の役割を維持しつつ、文化財の活用に努める

また、文化財としての理解や周知、観光振興の面から説明板の設置等を検討する。

④ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

景観法以前から、これまで宇治市は、世界遺産の緩衝地帯を保全するという観点から、都市計画において高度地区の設定を進めてきた。さらに、宇治川や世界遺産の平等院・宇治上神社及びその一帯をシンボル景観と位置づけ、平成 20 年に市域全体を対象に景観法に基づく「宇治市景観計画」を策定した。歴史的風致を保全する考え方はその延長線上にあり、自然景観と歴史が重層した類まれなる歴史的環境を保全し、継承していく。

⑤ 文化財の防災に関する方針

「宇治市地域防災計画」には、文化財の災害予防及び災害応急対策を示している。災害による文化財への被害を最小限に食い止めるため、所有者や地域住民と連携して活動することが重要であり、文化財等を火災などの災害から守り、文化財への防災意識を高めるために「宇治市文化財まもり隊」の拡充に取り組み、地域の自主防災活動を促して文化財防災対策を進めていく。毎年 1 月 26 日に行われる文化財防火デーでは、文化財に対する防火管理の充実・消防訓練を実施している。

また、防災設備設置に対しては助成を行い、文化財の防災に関する整備を推進する。

⑥ 文化財の保存活用に関する普及・啓発に関する方針

文化財等の情報発信については、啓発冊子やパンフレットを作成し、配布する。また、埋蔵文化財の発掘現場の公開や文化財に関する講座・講演会などを開催するなどして、市民が文化財に触れる機会を設け、文化財をより身近に感じてもらえるよう、保存活用の普及・啓発を行っている。

文化財に親んでもらうことを目的とした、宇治市指定史跡・庵寺山古墳の公開（春・秋の年 2 回）や小中学生を対象にした文化財見学会を行っており、これらの活動や行事を通じて文化財保護の普及啓発に努める。

⑦ 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

包蔵地に関しては常に現状を把握するとともに、開発などを伴う現状変更に関しては、文化財保護法に基づき、事前協議による指導を実施している。埋蔵文化財包蔵地内での開発については、包蔵地を避けるように指導を行うが、やむを得ない場合には事前に発掘調査を実施し、遺構が発見された場合には遺構の現地保存に努める。また、包蔵地以外の場所にあっても、新たに遺構等が発見された場合には、事業者等に出来る限りの理

解を求め、記録保存もしくは重要なものについては保存に向けての協議を行うことに努める。

なお、現在ある埋蔵文化財収蔵庫は飽和状態にあり、収蔵資料の整理や施設の必要性を検討する。

⑧ 文化財の保存・活用に係る体制の現状と今後の方針

平成 21 年 4 月の機構改革により、歴史まちづくり推進課を新設した。歴史まちづくり推進課は教育部局の歴史資料館文化財保護係と、都市整備部局の都市計画課まちづくり担当を統合し、文化財保護係、拠点整備係の 2 係体制の課である。文化財に関する業務は文化財保護係が教育委員会から補助執行し、従来から引き続き発掘業務や文化財の保護活用業務を行っている。現在、文化財保護係は正職 3 名、非常勤嘱託 2 名の計 5 名で運営している。

また条例に定める文化財保護委員会が 8 名で構成されており、各専門分野は考古学 1 名、陶芸史 1 名、美術工芸 1 名、文化人類学 1 名、古代史 1 名、建造物 1 名、民俗文化財 1 名、市民 1 名となっている。

⑨ 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備

宇治市の歴史風土・自然環境の保護育成のため、市民の文化の向上を目的として「宇治市文化財愛護協会」が組織されている。活動をさらに活発にするため、情報提供や人材育成を図り、官民協働による文化財の活用に努めていく。

また、新たな NPO や市民団体が組織されるよう情報提供を行うとともに人材育成を図り、行政と市民との協働による文化財の保存・活用につながるような体制の整備を図る。

6-2. 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項

記載すべき事項

●歴史的風致の維持向上施設の考え方

重点区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する、道路・河川その他の土木施設等のほか、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど(例:交流施設、体験学習施設、集会所などの公用施設、旧宅などの歴史的な建造物を復元した施設、看板、案内板といった案内施設など)幅広く含まれる。

●各施設に対する記載事項

事業の名称、整備主体、活用する国の支援事業の名称、事業期間、事業の概要

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由、その他参考となるべき事項

※必要に応じて図面、写真、位置図などを添える

(参考:「歴史まちづくり法ハンドブック」)

<記載対象となる歴史的風致の維持向上施設の考え方>

ア. 歴史的風致維持向上施設の整備や修理に関する事業

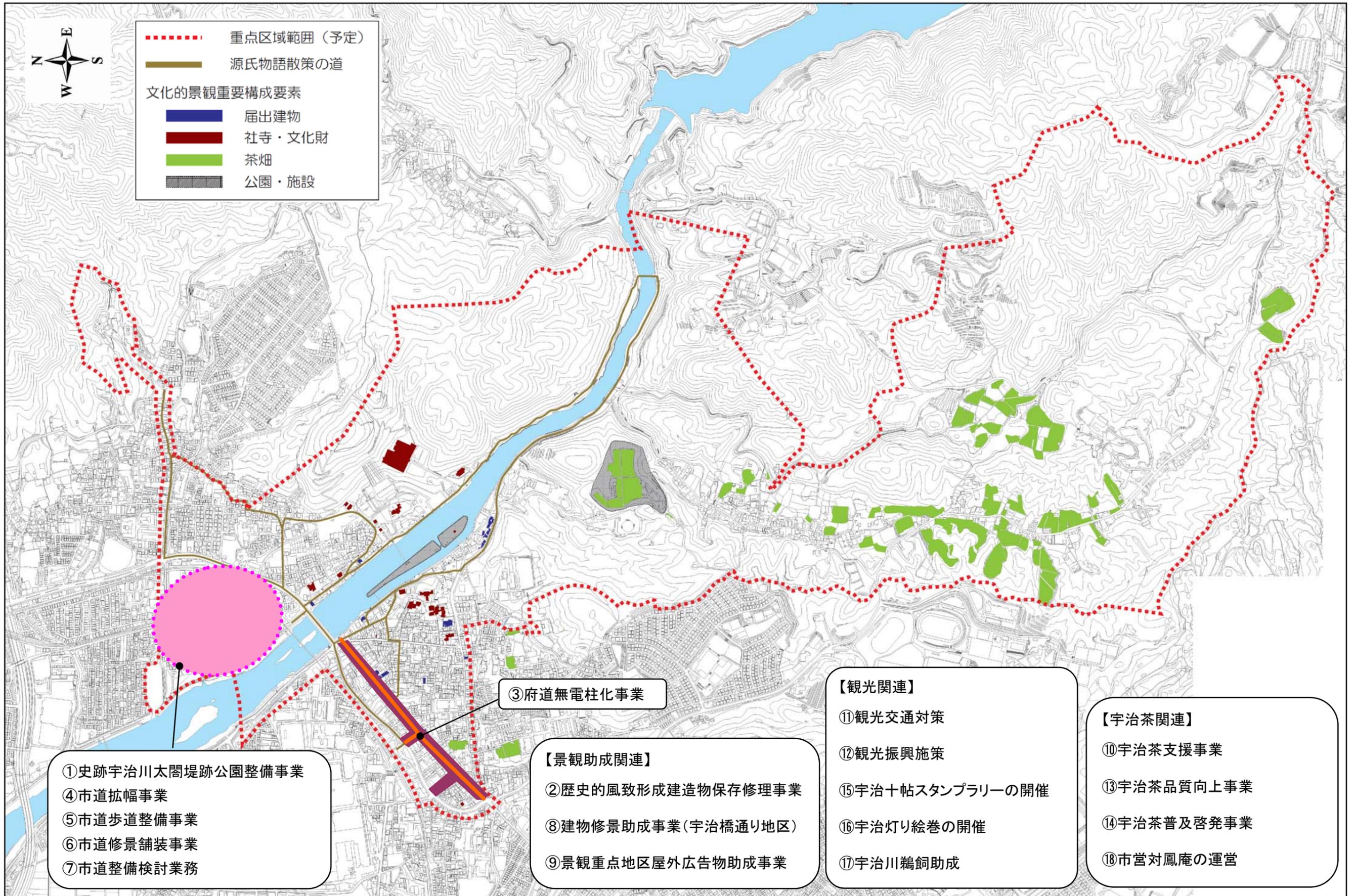
宇治の歴史的風致に必要な施設や人々の活動の場 = 歴史的風致維持向上施設 と位置づけ、これらの整備や維持管理を行うハード事業

イ. 環境整備に関する事業

歴史的風致の維持向上に資する、背景となる緑地の保全のための事業や交通体系の見直しなど社会的環境を整える事業

ウ. 担い手育成や普及啓発に関する事業

歴史的風致の維持向上や担い手の育成のための啓発事業(ソフト施策)



- 重点区域範囲 (予定)
- 源氏物語散策の道
- 文化的景観重要構成要素
- 届出建物
 - 社寺・文化財
 - 茶畑
 - 公園・施設

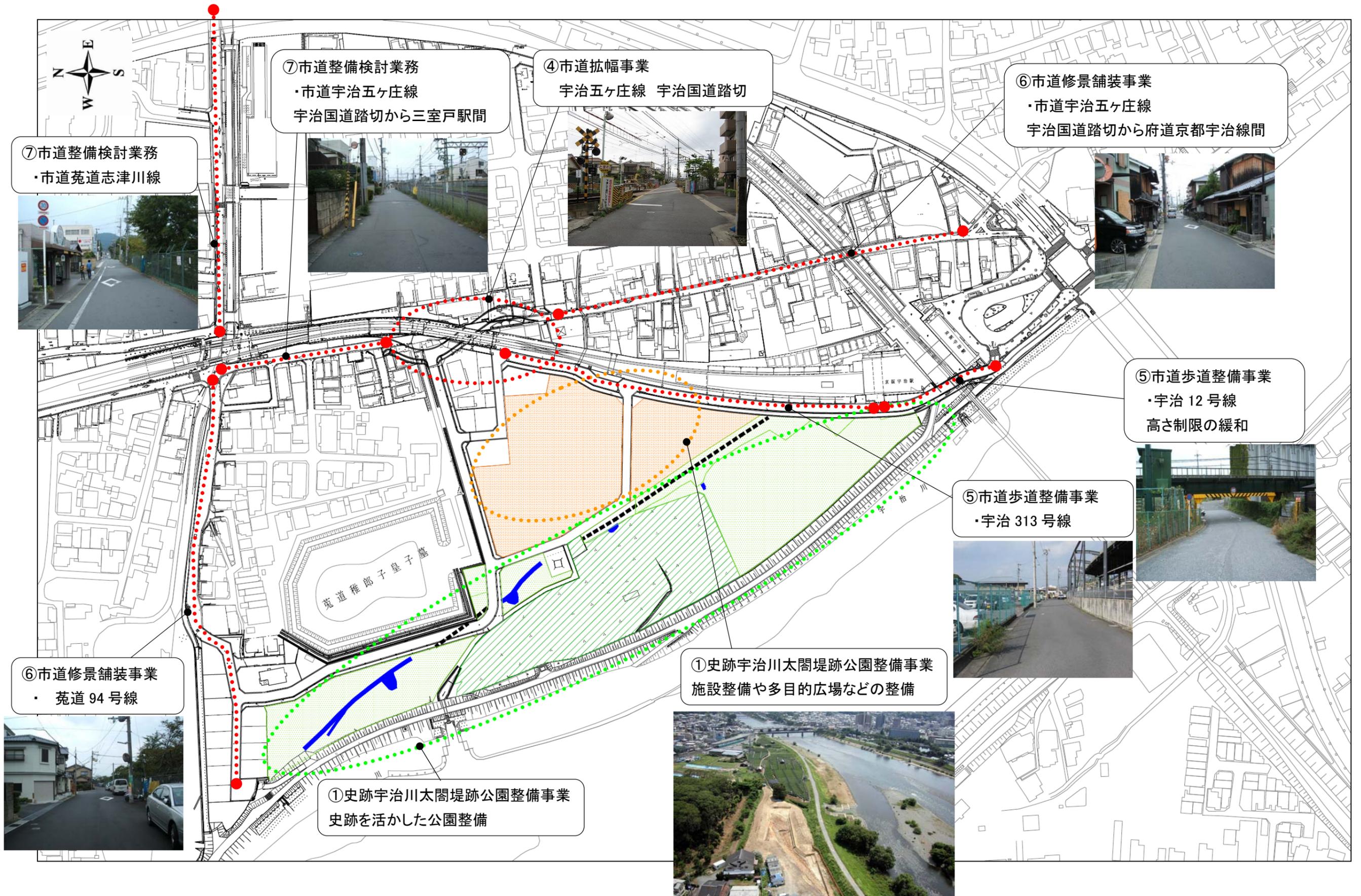
- ①史跡宇治川太閤堤跡公園整備事業
- ④市道拡幅事業
- ⑤市道歩道整備事業
- ⑥市道修景舗装事業
- ⑦市道整備検討業務

③府道無電柱化事業

- 【景観助成関連】
- ②歴史的風致形成建造物保存修理事業
 - ⑧建物修景助成事業(宇治橋通り地区)
 - ⑨景観重点地区屋外広告物助成事業

- 【観光関連】
- ⑪観光交通対策
 - ⑫観光振興施策
 - ⑮宇治十帖スタンプラリーの開催
 - ⑯宇治灯り絵巻の開催
 - ⑰宇治川鶺鴒助成

- 【宇治茶関連】
- ⑩宇治茶支援事業
 - ⑬宇治茶品質向上事業
 - ⑭宇治茶普及啓発事業
 - ⑱市営対鳳庵の運営



⑦市道整備検討業務
・市道菟道志津川線



⑦市道整備検討業務
・市道宇治五ヶ庄線
宇治国道踏切から三室戸駅間



④市道拡幅事業
宇治五ヶ庄線 宇治国道踏切



⑥市道修景舗装事業
・市道宇治五ヶ庄線
宇治国道踏切から府道京都宇治線間



⑤市道歩道整備事業
・宇治 12 号線
高さ制限の緩和



⑤市道歩道整備事業
・宇治 313 号線



⑥市道修景舗装事業
・菟道 94 号線



①史跡宇治川太閤堤跡公園整備事業
史跡を活かした公園整備



①史跡宇治川太閤堤跡公園整備事業
施設整備や多目的広場などの整備

ア. 歴史的風致維持向上施設の整備や修理に関する事業

① (仮称) 史跡宇治川太閤堤跡公園整備事業

整備主体	宇治市
事業位置	史跡宇治川太閤堤跡及びその周辺
事業概要	・ 史跡指定地内：史跡公園 ・ 史跡隣接地：施設整備、多目的広場
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治川は宇治の歴史的風致の重要な要素であり、太閤堤の築堤が現在の宇治川を形成した。この太閤堤の築堤当時の遺構を保存。活用する史跡公園を整備することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。 また、合わせて整備する施設では宇治の歴史的風致に関する情報を発信し、歴史的風致の維持向上の啓蒙・啓発を行う。

② 歴史的風致形成建造物保存修理事業

整備主体	建造物所有者
事業位置	重点区域全域
事業概要	「宇治の文化的景観」の景観重要構成要素や社寺など、宇治の歴史的風致を形成する中核的な施設を歴史的風致形成建造物に指定して、修理に対する助成を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	「宇治の文化的景観」の景観重要構成要素は、宇治の風情を醸し出し、また宇治の歴史・文化を伝える歴史的建造物である。これらを修理の助成を行うことは、滅失や荒廃を防ぐことになり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

③ 府道無電柱化事業

整備主体	京都府
事業位置	府道宇治淀線（宇治橋通り）、府道宇治停車場線
事業概要	道路の無電柱化を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当該道路は中世から継承された宇治の歴史的風致と関わりの深い道路である。また当該道路は、かつての茶師屋敷や現在も稼動している茶工場があり、伝統的祭礼が行われる通りでもあるため、無電柱化が図られ、修景舗装が行われることにより、歴史的な町並みを活かした風情あるまちづくりが推進される。

④ 市道拡幅事業

整備主体	宇治市
------	-----

事業位置	市道宇治五カ庄線 宇治国道踏切
事業概要	史跡宇治川太閤堤跡公園へのアクセス道路を拡幅整備する。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡公園と宇治川周辺の歴史・文化資源を結ぶ道路で、線路と道路が鋭角交差している踏切周辺を改良し、歩道を整備する。これにより地域住民及び来訪者の安全性が確保され、回遊性を向上させることで、文化財等の活用促進が期待できる。

⑤ 市道歩道整備事業

整備主体	宇治市
事業位置	市道宇治12号線、市道宇治313号線
事業概要	史跡宇治川太閤堤跡公園へのアクセス道路に歩道を整備する。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡公園と宇治川周辺の歴史・文化資源を結ぶ道路であり、歩道を整備することで、来訪者の安全性が確保され、回遊性が向上する。また、文化財等の活用促進が期待できる。

⑥ 市道修景舗装事業

整備主体	宇治市
事業位置	市道宇治五カ庄線 宇治国道踏切から府道京都宇治線間
事業概要	修景舗装を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当該道路は歴史的な町並みが残っており、また伝統的祭礼の巡行ルートにもなっているため、修景舗装をすることにより、良好な市街地環境が形成され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

整備主体	宇治市
事業位置	市道菟道94号線
事業概要	修景舗装を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史・文化資源を結ぶことにより、良好な市街地環境が形成され、回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。 史跡公園と三室戸寺を結ぶ道路であり、修景舗装をすることで来訪者の安全性が確保され、回遊性が向上する。また、文化財等の活用促進が期待できる。

⑦ 市道整備検討事業

整備主体	宇治市
事業位置	市道菟道志津川線 京阪三室戸駅から府道京都宇治線間

事業概要	史跡宇治川太閤堤跡公園へのアクセス道路の必要な機能、可能な整備内容について検討を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡公園と三室戸寺や宇治川周辺の歴史・文化資源を結ぶ道路であるが、2つの踏切があり、かつ水路が開水路沿いの狭隘な道路のため、単純な拡幅が困難な道路である。地域住民や来訪者の安全性が確保される整備を検討し、実施することで回遊性が向上し、文化財等の活用促進が期待できる。

整備主体	宇治市
事業位置	市道宇治五カ庄線 宇治国道踏切から京阪三室戸駅間
事業概要	史跡宇治川太閤堤跡公園へのアクセス道路の拡幅を検討する。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡公園と宇治川周辺の歴史・文化資源を結ぶ道路であり、交互通行できる車道と歩道の整備の可能性を検討する。とで、地域住民及び来訪者の安全性が確保され、回遊性が向上する。また、文化財等の活用促進が期待できる。京阪三室戸駅と史跡公園を結ぶ道路であるが、線路と住居により狭隘な道路である。地域住民や来訪者の安全性が確保される整備を検討し、実施することで回遊性が向上し、文化財等の活用促進が期待できる。

⑧ 建物修景助成事業

整備主体	宇治市
事業位置	宇治橋通り地区
事業概要	宇治市景観計画の重点地区の宇治橋通り地区の町並みを保全するため、通り沿いの建物に対して修景助成を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治橋通りは中世から継承された宇治の歴史的風致と関わりの深い道路である。この通りには宇治の風情を醸し出す文化的景観重要構成要素があり、また伝統的祭礼が行われる通りでもある。通り沿いの建物に対して修景助成を行うことにより、通り景観が保全され、歴史的な町並みを活かした風情あるまちづくりが推進される。

⑨ 重点地区屋外広告物助成事業

整備主体	宇治市
事業位置	景観計画重点地区内
事業概要	町並みと調和する屋外広告物の整備に助成を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治市景観計画の重点地区は、宇治の歴史的風致を形成している地区である。宇治の風情を阻害する屋外広告物の除却や町並みと調和する屋外広告物の整備に対して助成を行うことにより、通り景観が保全され、歴史的な町並みを活かした風情あるまちづくりが推進される。

イ. 環境整備に関する事業

⑩ 宇治茶園支援事業

整備主体	宇治市
事業位置	重点区域を中心とした市域
事業概要	覆下園に対する助成や茶園拡大に対する助成を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治茶の伝統的栽培方法である覆下園が維持・拡大されることは、歴史的風致の維持向上に寄与する。

⑪ 観光交通対策・・・事業内容検討中

整備主体	宇治市
事業位置	重点区域を中心とした市域
事業概要	
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	観光シーズンになると自家用車が重点区域に集中し、来訪者で賑わう狭隘な道路での安全性の確保や、近年増加している自転車の来訪者への対策が講じられておらず、宇治の風情を損なうことがある。このような交通問題対策として、来訪時と来訪中の移動について総合的に対策を検討し、計画に基づき、様々な事業をパッケージ的に実施することにより、歴史的風致の維持向上を図る。

⑫ 観光振興施策・・・事業内容検討中

整備主体	宇治市
事業位置	重点区域を中心とした市域
事業概要	
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的観光地として、今後も来訪者で賑わい続けるためには、多様な観光客ニーズに対応した観光振興を検討し、様々な事業をパッケージ的に実施することにより、歴史的風致の維持向上を図る。

ウ. 担い手育成や普及啓発に関する事業

⑬ 宇治茶品質向上事業

整備主体	宇治市
事業位置	重点区域を中心とした市域
事業概要	宇治茶や茶園の品質向上事業に対する支援や宇治茶製法技術保存協会への支援を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治茶の品質向上を図ることは、宇治茶ブランドの確立や担い手育成に寄与する。このことによりお茶のまち宇治の風情が受け継がれていく。

⑭ 宇治茶普及啓発事業

整備主体	宇治市
事業位置	重点区域を中心とした市域
事業概要	「市民茶摘みの集い」や「宇治茶まつり」、宇治茶の普及に努める「宇治市茶業青年会」に対する助成を行う
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治茶について市民や来訪者に広く普及する取組に対して助成することにより、お茶のまち宇治の風情の継承に寄与する。

⑮ 宇治十帖スタンプラリーの開催

整備主体	宇治市
事業位置	重点区域内
事業概要	宇治十帖の世界観を広く普及啓発するスタンプラリーを秋期に開催する
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治十帖の碑や宇治の歴史・文化資源を回遊し、秋の宇治の風情を体感する機会を定期的に設けることにより、多くの人に深く宇治の歴史的風致に触れる機会を創出する。

⑯ 宇治灯り絵巻の開催

整備主体	宇治市
事業位置	宇治橋上流の宇治川周辺
事業概要	平等院、宇治上神社などのライトアップや周辺回遊道路を灯籠でライトアップを秋期に開催する
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史・文化資源の平素に見ることができない夜の姿を多くの人に伝える機会を設けることにより、深く宇治の歴史的風致に触れる機会を創出する。

⑰ 宇治川鶺鴒助成

整備主体	宇治市
事業位置	塔の川
事業概要	宇治川鶺鴒の運営に対しての助成を行う
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	鶺鴒匠の技術伝承や鶺鴒の飼育、舟の維持管理等の鶺鴒の運営に対して助成を行うことで、維持向上すべき歴史的風致である宇治川鶺鴒の継承に努める。

⑱ 市営茶室対鳳庵の運営

整備主体	宇治市
事業位置	宇治川左岸・対鳳庵
事業概要	宇治茶の振興と茶道の普及を目的に、茶室の運営を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	抹茶や煎茶の各流派が点てたお茶を本格的な茶室で振舞うことで、気軽に宇治茶に触れ、体験できる機会になる。このような場を提供することは、宇治の歴史的風致の維持向上に寄与する。

【参考】 歴史的風致の維持向上に関する基本方針と事業の対応関係

方針	歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
宇治のまちや宇治茶の歴史・文化をわかりやすく情報発信する	ア. 歴史的風致維持向上施設の整備や修理に関する事業 ① (仮称) 史跡宇治川太閤堤跡公園整備事業 ② 歴史的風致形成建造物保存修理事業 ③ 府道無電柱化事業 ④ 市道拡幅事業 宇治五ヶ庄線:宇治国道踏切 ⑤ 市道歩道整備事業 宇治12号線、宇治313号線 ⑥ 市道修景舗装事業 宇治五ヶ庄線:宇治国道踏切～京都宇治線 ⑦ 市道整備検討事業 菟志津川線:三室戸駅～京都宇治線 宇治五ヶ庄線:宇治国道踏切～三室戸駅 ⑧ 建物修景助成事業 ⑨ 重点地区屋外広告物助成事業
お茶に関する文化や伝統、地域に根ざした伝統行事の継承と振興を図る	イ. 環境整備に関する事業 ⑩ 宇治茶園支援事業 ⑪ 観光交通対策 ⑫ 観光振興施策
歴史的風致の形成に関わる多様な歴史的資源について、保存・活用を推進する	ウ. 担い手育成や啓発に関する事業 ⑬ 宇治茶品質向上事業 ⑭ 宇治茶普及啓発事業 ⑮ 宇治十帖スタンプラリーの開催 ⑯ 宇治灯り絵巻の開催 ⑰ 宇治川鶴飼助成
宇治川沿いの景観保全や街区の継承、町並み・茶畑景観の保全や修景を図る	
古くからの観光地として魅力を継承するとともに更なる魅力を増進する。また観光交通問題の解消に向け、過度なクルマ利用から公共交通への転換と、徒歩による周遊観光を促進する	

7. 歴史的風致形成建造物について

歴史的風致形成建造物の制度

●歴史的風致形成建造物とは

重点区域内において、認定計画の計画期間に限り、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定することとし、当該建造物の所有者等に管理義務（法第16条）及び増築等に関する届出義務（法第15条第1項）を課すものである。

●記載事項

方針に定めた歴史的風致をふまえ、重点区域内において歴史的風致形成建造物を指定する建造物の属性（重点区域に存在する重要文化財等との関係性、歴史及び伝統を反映した人々の地域の活動との関係性）等を記載する。

（参考：「歴史まちづくり法ハンドブック」）

7-1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

宇治の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なもので、次のいずれかに該当するものを歴史的風致形成建造物として指定する。

- ① 文化財保護法に基づく国登録文化財（建造物）
- ② 文化財保護法に基づく重要な文化的景観の景観重要構成要素（届出建物、施設）
- ③ 京都府文化財保護条例に基づく指定文化財または登録文化財（建造物）
- ④ 宇治市文化財保存条例に基づく指定文化財（建造物）
- ⑤ 宇治市景観計画に基づいて指定された景観重要建造物
- ⑥ その他保全の措置が必要な建造物

なお、歴史的建造物の調査は継続的に実施し、条件に合致するものについては随時追加指定を図る。

7-2. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

- ① 歴史的風致形成建造物の前提として別の法律または条例に基づき指定等がされている建造物については、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。またその他の

建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

- ② 歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うものとする。
- ③ 歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠の保存または復元に努める。